

拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例施行規則

拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例施行規則を次のように定め、公布する。

平成5年10月1日

富山県公安委員会規則第7号

拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例(平成5年富山県条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分を示す証明書)

第2条 条例第9条第3項に規定する身分を示す証明書は、警察手帳とする。

附 則

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月12日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。